

平成21年4月7日

保護者 様

津市立西が丘小学校  
校長 寺下 泰彦

気象に関する注意報・警報及び東海地震注意情報  
あるいは地震警戒宣言に伴う登下校について

自然災害は、いつどのような形で発生するか知れません。学校としても、児童が自分の安全を確保するための指導に配慮しておりますが、ご家庭におかれましても、下記の注意事項をご承知いただき子ども達に安全確保の心構えができるようご協力をお願いします。

記

- 1 始業時刻前 **暴風警報または東海地震注意情報・地震警戒宣言** が発令されている場合
  - (1) 児童は登校せず、**自宅待機**とします。その際、保護者が不在となるご家庭では、児童を預かっていた近所の方を決めておくなどの配慮をお願いします。
  - (2) 警報または警戒宣言等が、午前11時(午前中に授業が終了する日は、午前9時)までに**解除**されたときは、解除後2時間の余裕をもって当日の授業を開始します。
  - (3) 午前11時(午前中に授業が終了する日は、午前9時)においてもなお警報または警戒宣言等が**解除されていない**ときは、当日の授業を中止します。
- 2 始業後に **暴風警報または東海地震注意情報・地震警戒宣言** が発令された場合  
原則として直ちに授業を中止し、**児童を帰宅**させます。メール配信等で各家庭に下校の旨を伝え、学校において**保護者等への引き渡し**を行います。その際は、安全に十分ご留意の上、できる限り速やかに児童の迎えをお願いします。
- 3 登下校中に **暴風警報または東海地震注意情報・地震警戒宣言** が生じた場合  
登下校中、非常事態が生じた場合、メール配信等で各家庭に連絡をします。通学路に出ています児童を速やかに帰宅させるか、学校に近い場合は、登校するように**避難誘導**をよろしくをお願いします。
- 4 **大雨・洪水・大雪等の警報または注意報** が発せられた時は、その時の状況により学校長が判断します。
  - (1) 在宅時には、メール配信等により自宅待機又は休校の連絡をします。連絡がない場合には、平常通り授業を行います。
  - (2) 在校中、帰宅が必要と判断した場合は、2に準じた措置をとり行います。